

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例について

1 条例の概要

平成17年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の改正により、改善命令等を受けてから5年を経過しない病院又は、改善命令等を受けた後、相当の期間を経過してもなお入院中の者の処遇が改善されないと認められる病院について、都道府県知事は、条例で定めるところにより、その病院の任意入院者の病状報告を求めることができると規定（法38条の2）されたことを受けて、北海道では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（以下「本条例」という。）を制定し、平成18年12月22日から施行した。

(1) 報告を求めることができる事項（厚生労働省令で規定）

- ① 精神科病院の名称及び所在地
- ② 患者の住所、氏名、性別及び住所
- ③ 入院年月日及び前回の法第38条の2第3項の規定による報告の年月日
- ④ 病名及び過去の12月間の病状又は病態像の経過の概要
- ⑤ 現在の病状
- ⑥ 生活歴及び現病歴
- ⑦ 今後の治療方針
- ⑧ 過去12月間の外泊の状況
- ⑨ 診察年月日及び診察した指定医の氏名

(2) 報告の提出時期（本条例で規定）

- ① 長期入院者
入院月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの月に報告
ただし、最初の報告月の末日以前に退院した場合は報告を要しない。
- ② 行動等の制限を受けた者
入院後6月を経過する日から10日以内に報告
ただし、入院日から6月を経過する日以前に退院した場合及び入院日から6月を経過する日が改善命令等の日前に到来しているときは報告を要しない。

2 現状と課題

(1) 条例の5年ごとの見直し

平成21年度に実施された全庁的な条例見直しにより、本条例の附則に「この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、平成28年度が見直し年度に該当している。

(2) 本条例の施行状況

条例は、改善命令等を行った精神科病院に任意入院者の症状等の報告義務を課するものであるが、改善命令等の実績がないため、本条例に基づく報告はない。

(3) 法の改正（平成26年4月1日施行）との関連

平成26年4月に保護者制度の廃止等を内容とする法の改正が行われたが、本条例の根拠となる規定（法第38条の2）は改正されていない。

3 本条例改正の検討

- ・ 本条例に基づく報告の実績はないが、精神科病院に対する改善命令等がなかったため、特に本条例の規定や運用に問題があったということではなく、将来的に本条例に基づく報告を求める事案が生じる可能性はある。
- ・ 法の改正等がこの間行われているが、本条例に関する規定の改正は行われず、本条例の法令上の根拠については、制定当初から変更はない。

以上のことから、現時点で条例改正の必要性はないと判断される。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成18年条例第87号）

（趣旨）

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項の規定による報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（任意入院者の症状等に係る報告）

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者（以下「精神科病院の管理者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間に、同項に規定する事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の4第1号に掲げる要件に該当する者（以下「長期入院者」という。）に係る報告 当該長期入院者の入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月（当該長期入院者が退院した日の属する月を除く。以下「報告月」という。）の初日から末日（精神科病院の管理者が報告月の期間に精神科病院の管理者に該当しないこととなった場合においては、当該該当しないこととなった日）までの期間

(2) 省令第20条の4第2号に掲げる要件に該当する者（以下「行動等の制限を受けた者」という。）に係る報告 当該行動等の制限を受けた者がその入院の日の翌日から起算して6月を経過する日（以下「報告基準日」という。）から報告基準日から起算して10日を経過する日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、長期入院者が改善命令等の日（精神科病院の管理者が法第38条の7第1項、第2項又は第4項の規定による命令を受けた日をいう。以下同じ。）の属する月以後最初に到来する当該長期入院者の入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの月の末日以前に退院したとき、行動等の制限を受けた者が報告基準日以前に退院したとき、又は報告基準日が改善命令等の日前に到来したときは、精神科病院の管理者は、前項の報告書（当該長期入院者及び行動等の制限を受けた者に係るものに限る。）を提出することを要しない。

（規則への委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日（平成18年12月22日）から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） （抄）

第38条の2 （略）

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第38条の7第1項、第2項又は第4項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者（厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）（抄）

〔定期の報告事項等〕

第19条 法第38条の2第1項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 精神科病院の名称及び所在地
- (2) 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- (3) 入院年月日及び前回の法第三十八条の二第一項前段の規定による報告の年月日
- (4) 病名及び過去六月間（入院年月日から起算して6月を経過するまでの間は、過去3月間）の病状又は状態像の経過の概要
- (5) 処遇に関する事項
- (6) 生活歴及び現病歴
- (7) 過去六月間の法第四十条の規定による措置の状況
- (8) 今後の治療方針
- (9) 診察年月日及び診察した指定医の氏名

2 法第38条の2第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 症状
- (2) 前項第4号、第6号及び第8号に掲げる事項

3 法第38条の2第1項前段の規定による報告は、法第29条第1項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の6月ごとの各月に行わなければならない。ただし、入院年月日から起算して6月を経過するまでの間は、3月ごとの各月に行わなければならない。

第20条 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 入院年月日及び前回の法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告の年月日
- (2) 病名及び過去12月間の病状又は状態像の経過の概要
- (3) 過去12月間の外泊の状況
- (4) 法第20条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの検討
- (5) 退院に向けた取組の状況
- (6) 退院後生活環境相談員の氏名
- (7) 前条第1項第1号、第2号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項

2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 症状
- (2) 前項第2号及び第4号並びに前条第1項第6号及び第8号に掲げる事項

3 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告は、法第33条第1項又は第3項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

〔法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める期間〕

第20条の2 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める期間は、5年間とする。

〔法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める者〕

第20条の3 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める者は、法第38条の7第1項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。

〔法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める基準〕

第20条の4 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める基準は、法第20条の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

- (1) 入院後1年以上経過していること。
- (2) 入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けたこと又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたこと（前号に該当する場合を除く。）。

〔報告事項〕

第20条の5 法第38条の2第3項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 入院年月日及び前回の法第38条の2第3項の規定による報告の年月日
- (2) 診察年月日及び診察した医師の氏名
- (3) 第19条第1項第1号、第2号、第6号及び第8号並びに第20条第1項第2号及び第3号に掲げる事項